

重要事項説明書（通所介護）

当施設・デイサービスセンター松の実は、介護保険法で指定を受けた事業所です。

（栃木県指定 第 0971300355 号）

当事業所はご利用者様に対し、通所介護サービスを提供させて頂きます。当事業者の概要と提供させて頂くサービスの内容や契約上の留意点を次の通り説明させて頂きます。

通所介護サービスの利用者は、原則として『要介護』と認定された方が対象です。

1・事業者

(1) 法人名 医療法人社団公済会
(2) 法人所在地 栃木県那須塩原市百村3042番地31
(3) 電話番号 0287-69-0316
(4) 代表者氏名 理事長 大井 淑雄
(5) 設立年月日 昭和60年1月11日

2・事業所の概要

(1) 事業所の概要 指定通所介護事業所・平成20年3月1日指定
栃木県 第 0971300355 号
(2) 事業所の目的 通所介護は、介護保険法に従い、ご契約者(利用者)が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るよう支援することを目的としてご契約者に通所介護のサービスを提供します。
(3) 事業所の名称 デイサービスセンター松の実
(4) 事業所の所在地 栃木県那須塩原市百村3042番地31
(5) 電話番号 0287-69-0053
(6) 事業管理者 月井 幹夫
(7) 開設年月日 平成20年3月1日
(8) 事業の実施地域 那須塩原市・那須町
(9) 利用定員 25人
(10) 営業日及び営業時間

営業日	月曜～金曜 (但し、12月30日から1月3日までは除く)
営業時間	月曜～金曜 8時30分～17時30分
サービス提供時間	月曜～金曜 9時30分～16時45分

3・従業者の配置状況

当事業所では、ご利用者様に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、次の職種を配置しています。
(主な職員の配置状況) *職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 員	指定基準	配 置	職 員	指定基準	配 置
施設長(管理者)	1	1(1)	介護員	3	4
看護員	1	1(1)	機能訓練指導員	1	1(1)
生活相談員	1	1(1)			

*機能訓練指導員は、法定に従い看護師等が指導訓練致します。

*()内は兼務の人数となります。

(主な職種の勤務体制)

職種	勤務体制
看護員	原則として看護師1名を配置します。
介護員	法定数以上の介護員を配置します。
生活相談員	原則として生活相談員を1名配置します。
機能訓練指導員	原則として機能訓練指導員を1名配置します。

4・事業者が提供するサービスとその利用料金について

- (1) 当事業所では、利用者様に対して以下のサービスを提供いたします。
- ①食事(但し食材料費は別途頂きます。)
*自立支援のためご自分で食事をとっていただくことを原則としております。必要な場合は介助を行います。
 - ②入浴
*衣服の着脱介助、洗髪、洗身を必要に応じて介助を行います。
 - ③排泄
*必要に応じてトイレ介助を行います。
 - ④機能訓練
*機能訓練指導員によりご利用者様の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行います。
 - ⑤レクリエーション
*ご希望により行います。内容によっては実費負担を頂くことがあります。

(1) 基本料金

・ 介護負担割合が1割の場合		※所要時間7時間以上8時間未満の場合			
要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本報酬	658単位	777単位	900単位	1023単位	1148単位
基本報酬分の自己負担金／1回	658円	777円	900円	1023円	1148円
入浴加算／1回	40単位	40単位	40単位	40単位	40単位

※介護負担割合は、「介護負担割合証」により1割から3割までと異なります。

- ①上記料金は、令和6年4月1日現在の法定利用料金です。契約期間内に法定利用料金の改定があった場合は改定後の法定利用料金を頂きます。
- ②ご利用者様が要介護認定と認定される前の利用料金は償還払いの扱いになります。
(償還払いは一旦事業所に全額支払い認定後に払い戻されます。)

(3) 介護保険給付対象外の料金

- ①食材料費 1食あたり 620円
- ②おやつ代 1食あたり 70円
- ③行事費 行事等に係る費用の実費負担
- ④オムツ代 実費負担
- ⑤キャンセル料 1回につき 620円

(4) ご利用料金のお支払い方法

- ①口座振替でのお支払いとなります。
ご指定頂いた口座より、利用された月の翌月末に引落しとなります。
口座振替事務手数料が、別途165円(税込)の負担が掛かります。

(5) ご利用の中止・変更・追加 (契約書第7条参照)

- ①利用予定日をご利用者様の都合により中止・変更・追加ができます。(但し、前日までに申し出が必要となります。
また、変更・追加の場合は事業所の稼働状況によっては希望に添えない場合があります。)
- ②利用日当日に緊急止むを得ない事情以外で休まれた時は、キャンセル料が発生する場合がございます。

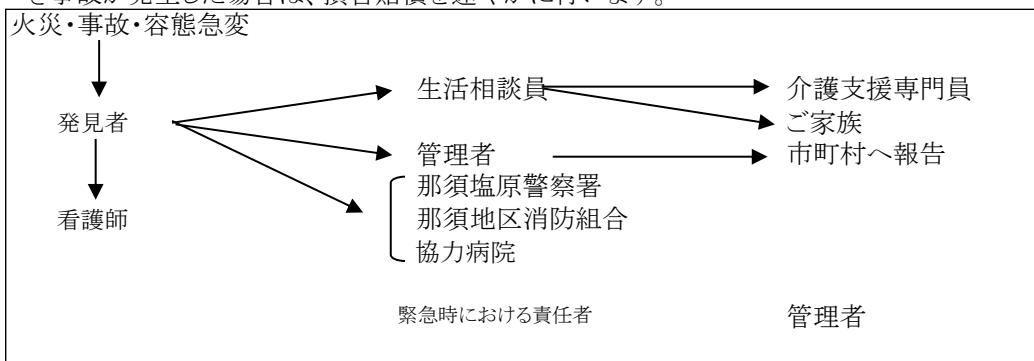
5・守秘義務について(契約書11条参照)

- ①事業者及び従業者は、通所介護サービスを提供する上でご利用者様・ご家族様等の知り得た個人情報を正当な理由なく第3者に漏洩することは致しません。
- ②事業者及び従業者は、ご利用者様の容態急変時に緊急上やむなく医療機関・医療関係者に情報を提供できるものと致します。
- ③事業所及び従業者は、ご利用者様に係わる居宅介護支援事業所との連携を図る上で正当な理由があつた場合、同意を得た上で個人情報を提供するものと致します。

6・緊急時における対応

- (1)サービス提供時にご利用者様に容態急変・火災・事故その他緊急事態が生じた場合、速やかに主治医及び家族への連絡を行う等、必要な措置を講じます。
- (2)通所介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員及び

町等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。



7・苦情の受付について

- (1)当事業所における苦情やご相談は以下の苦情窓口で受付致します。
 - ・苦情窓口担当者 生活相談員 月井幹夫
 - ・受付時間 毎週月曜～金曜 8時30分～17時30分
- (2)行政機関・その他苦情受付機関
 - ・那須町 那須町役場 保健福祉課・介護保険係
電話 0287-72-6910
 - ・那須塩原市 那須塩原市役所 高齢福祉課・介護保険係
電話 0287-62-7191
 - ・栃木県国民健康保険団体連合会 介護福祉課介護サービス担当
電話 028-643-2220

8・非常災害対策

事業所は、防火管理についての責任を定め、非常災害に関する具体的な防災計画を作成し、その計画に基づき利用者及び従業者の避難、救出その他必要な訓練定期的に行います。

8・通所介護従事者の禁止行為

- (1)医療行為(ただし、看護職員、機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く。)
- (2)利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり。
- (3)利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受。
- (4)身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)。
- (5)その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為。

指定通所介護サービスの申し込み時にご利用者様及びご家族様に契約書、重要事項説明書の書面をもって説明を致しました。

令和 年 月 日

栃木県那須塩原市百村3042番地3
医療法人社団公済会
指定通所介護事業所デイサービスセンター松の実
住所 栃木県那須塩原市百村3042番地31
説明者 _____

私は事業者から指定通所介護サービスの利用について、重要事項説明書及び約定の説明を受けた承認しました。

令和 年 月 日 ご利用者様 住所 那須塩原市

_____ 氏名 _____

ご家族又は 住所 那須塩原市
代理人

_____ 氏名 _____
(ご利用者との続柄)